

学校法人中西学園 役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人中西学園（以下「法人」という）の役員等の報酬及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員等とは、法人寄附行為の定める理事、監事及び評議員をいう。

(報 酬)

第3条 役員等の報酬額は、役員等報酬別表のとおりとする。

(旅 費)

第4条 役員等のうち、本学園にて勤務することが常態でない者には、理事会、評議員会、監事会の出席毎に旅費を支給する。

(支給時期)

第5条 報酬の支給時期は、役員等報酬別表のとおりとする。

(税額の負担)

第6条 報酬額に関する税金は、報酬額から源泉徴収するものとする。

(変 更)

第7条 この規程は、理事長が理事会の議を経て変更するものとする。

附 則 この規程は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成4年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2007年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2008年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2020年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2020年10月3日より施行する。

附 則 この規程は、2021年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2025年6月7日より施行する。

附 則 この規程は、2026年4月1日より施行する。

役員等報酬別表

役員等報酬別表(案)

理事報酬

① 寄附行為第七条第1項第一号該当で設置する学校の長		300,000円(年額)
② 寄附行為第七条第1項第二号該当で設置する学校の役職者		200,000円(年額)
③ 寄附行為第七条第1項第二号該当	常 勤-1	18,000,000円(年額)
	常 勤-2	16,000,000円(年額)
	常 勤-3	14,000,000円(年額)
	常 勤-4	12,000,000円(年額)
	常 勤-5	10,000,000円(年額)
	常 勤-6	8,000,000円(年額)
	常 勤-7	6,000,000円(年額)
	非常勤-1	2,000,000円(年額)
	非常勤-2	1,200,000円(年額)

監事報酬

① 寄附行為第二十二条第1項該当	常 勤-1	3,500,000円(年額)
	非常勤-1	1,200,000円(年額)

評議員報酬

① 寄附行為第三十二条第1項一号該当	常 勤-1	100,000円(年額)
② 寄附行為第三十二条第1項二号該当	非常勤-1	100,000円(年額)
③ 寄附行為第三十二条第1項三号該当	非常勤-1	100,000円(年額)
	非常勤-2	200,000円(年額)
	非常勤-3	1,000,000円(年額)

支払方法及び交通費

理事報酬

- 上記①及び②は、原則として6月30日及び12月10日に折半して支払う。
 - 上記③のうち、常勤-1～7までは、原則として毎月16日及び6月30日並びに12月10日に支払う。
 - 上記③のうち、非常勤-1及び2は、原則として毎月16日及び6月30日並びに12月10日に支払う。
- 併せて交通費は実費精算で支払う。

監事報酬

- 監事報酬は、原則として毎月16日及び6月30日並びに12月10日に支払う。
- 併せて交通費は実費精算で支払う。

評議員報酬

- 上記①は、原則として6月30日及び12月10日に折半して支払う。
 - 上記②は、原則として6月30日及び12月10日に折半して支払う。
- 併せて交通費は実費精算で支払う。
- 上記③のうち、非常勤-1.2は、原則として6月30日及び12月10日に折半して支払う。
- 併せて交通費は実費精算で支払う。
- 上記③のうち、非常勤-3は、原則として毎月16日及び6月30日並びに12月10日に支払う。
- 併せて交通費は実費精算で支払う。